平成２５年（フ）第６３号
神奈川県小田原市酒匂934番地
債務者　芝　　弘子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６４号
神奈川県秦野市曽屋4817番地の１　カサブランカ秦野203号
債務者　石井　　隆
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７２号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1862番地20　サニーヒル真鶴１号館202
債務者　東　　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７３号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1862番地20　サニーヒル真鶴１号館202
債務者　金子　健二
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５５２号
新潟市中央区鳥屋野４丁目２番48号
債務者　土屋亜紀子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６８号
新潟市西蒲区今井722番地
債務者　星野　美和
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７６号
新潟市秋葉区新栄町13番７―35号
債務者　本間　貞次
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７７号
新潟市秋葉区新栄町13番７―35号
債務者　本間　艶子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７９号
新潟市中央区東湊町通４ノ町3398番地１
債務者　五十嵐秀人
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９１号
新潟市東区太平４丁目18番地12　滝要ビル309号、前住所新潟市江南区阿賀野２丁目３番８号
債務者　浅見　茂昭
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３号
新潟県胎内市表町２番31号
債務者　小泉　保明
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第４６４号
和歌山県有田市古江見143番地１　新崎荘３号
債務者　味新ことていしょくやこと　石井　弘幸
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４８０号
和歌山市有本269番地の１　グリーンヒルミヤケⅠ―102
債務者　阪上　進一
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８号
和歌山市湊通丁南１丁目８番地
債務者　岡　　竜也
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４号
和歌山市上三毛1121―２　ライオンズマンション和歌山船戸1403、住民票上の住所大阪府門真市上島町41番３号
債務者　村上　志保（旧姓平山・亀井）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５号
和歌山市湊１番地の１　第２ルネミナト302号室
債務者　白樫　貴美
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１９号
和歌山県岩出市金池442番地の57
債務者　松原　鈴子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４２号
香川県さぬき市前山168番地
債務者　阿部　孝子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係